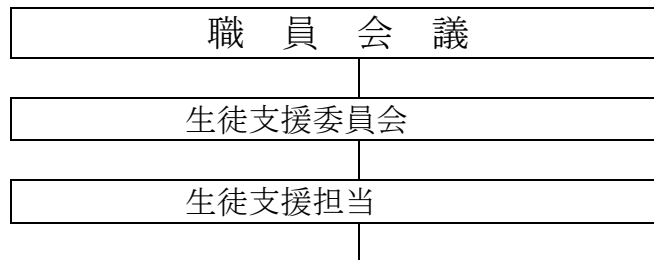


## 生徒支援部担当の運営組織



企 画 調 整 生 徒 支 援 主 任 ( 崎 浜 秀 勝 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部の年間行事計画</li> <li>2. 部会の運営、司会、記録に関する事</li> <li>3. 生徒懲戒名簿の管理</li> <li>4. 生徒心得に関する事</li> <li>5. 学警連携に関する事</li> <li>6. 公文書の管理、広報、実施に関する事</li> <li>7. 校外諸団体との連携</li> <li>8. 校外での問題行動指導</li> <li>9. 学年会、各部との連絡・調整</li> <li>10. アルバイトに関する実態調査</li> <li>11. 生徒指導連絡協議会等</li> <li>12. 懲戒指導者の指導・調整</li> </ol>
勤 怠 服 装 ( 小 橋 川 哲 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 服装容疑に関する事</li> <li>2. 勤怠指導に関する事</li> <li>3. 特別指導に関する事</li> <li>4. 勤怠指導・特別指導の集計</li> <li>5. 遅刻・立ち番指導計画・実施計画</li> <li>6. 立ち番指導に関する事</li> <li>7. 各種様式の作成</li> <li>8. 服装業者との連携調整</li> <li>9. 制服業との契約</li> <li>10. 懲戒指導の司進行</li> </ol>
交 通 安 全 ( 間 舘 亮 輝 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全関係の指導計画実施</li> <li>2. 交通安全に関する講話等の計画実施</li> <li>3. 交通安全行事への参加と実施計画</li> <li>4. 車両免許所持者の調査指導</li> <li>5. 車両関係の懲戒生徒の指導法の研究</li> <li>6. 自動車通学に関する事</li> </ol>
部 活 動 H R 担 当 ( 川 田 竜 誠 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部活動の割り振り・鍵管理 (セコム)</li> <li>2. 部の新設・廃止に関する事</li> <li>3. 部活動延長願いの受理、指導</li> <li>4. 部活動と登録 (外部指導含) に関する事</li> <li>5. 生徒会予算 (部活動費) の編成と執行</li> <li>6. 推戴式・部紹介の立案、運営、学校説明会</li> <li>7. 高体連・公文連に関する事</li> <li>8. 全体集合指導</li> <li>9. 学校車調整・利用指導 ※管理は教頭、PTA事務</li> <li>10. HR活動割当・年間計画</li> <li>11. 救急講習会 (部活動生対象)</li> <li>12. 生徒会運営の補助</li> </ol>

<p>生徒会担当 (安里大作)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生徒会行事の年間計画の立案、運営、指導に関する事</li> <li>2. 学校行事に関する事</li> <li>3. 生徒会会則に関する事</li> <li>4. 生徒会役員選挙に関する事</li> <li>5. 生徒会執行部、生徒会活動に関する事</li> <li>6. 特別活動の年間計画・道徳活動年間計画</li> <li>7. 生徒会予算（HR・一般）の編成執行に関する事</li> <li>8. リーダー研修の計画、指導、運営</li> <li>9. アワーボイスの発行に関する事</li> <li>10. 推戴式・部紹介運営のサポート</li> </ol>
<p>施設美化・生涯環境整備主任 (新田真樹子)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校全般の環境美化計画及び修理計画 ※部活生徒による清掃計画を含む</li> <li>2. 校内の美化・緑化に関する事</li> <li>3. 施設の整備・備品の管理</li> <li>4. 清掃用具の購入。配布</li> <li>5. 清掃分担表の作成と割当及び指導点検</li> <li>6. ゴミの処理とゴミ捨て場の管理</li> <li>7. 防災訓練に関する事</li> <li>8. 毎月の「美化だより」の作成</li> <li>9. 広報、渉外に関する事</li> <li>10. PTA新聞移管すること</li> <li>11. 教育基金理事会、同窓会に関する事</li> <li>12. PTA行事、予算、運営に関する事</li> <li>13. 校納金の徴収に関する事（PTA評議委員会）</li> <li>14. 学校活性化委員会及び推進協議会に関する事</li> <li>15. PTA会員名簿に関する事</li> <li>16. 美化委員の活動に関する事</li> </ol>
<p>保健担当 (普久原奈々)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健室の管理運営（衛星備品の購入計画及び管理）</li> <li>2. 学校保健に関する各種計画・運営</li> <li>3. 健康診断の実施・事後処理、健康管理に関する事</li> <li>4. 健康相談活動（教育相談との連携）</li> <li>5. 救急処置及び救急体制に関する事</li> <li>6. 日本スポーツ振興センター事務手続きに関する事</li> <li>7. 感染症の予防に関する事</li> <li>8. 保健移管する講話（薬物乱用防止教育、性、エイズ教育）の実施</li> <li>9. 学校環境衛生管理に関する事（学校薬剤師との連携）</li> <li>10. 学校保健委員会、生徒保健委員会の運営指導</li> </ol>
<p>教育相談担当 (諸喜田優子)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生徒・保護者・職員面談</li> <li>2. 教育相談資料の作成</li> <li>3. 心理テストなどの実施・活用など</li> <li>4. 職員の研修計画</li> <li>5. 特別支援教育に関する事</li> <li>6. 中途退学に関する相談</li> <li>7. カウンセリング研究協議会への参加</li> <li>8. 特別支援教育コーディネーター業務</li> <li>9. 個別の指導計画・支援計画の資料作成提供・作成助言</li> </ol>

中途退学対策担当 (山城尚彦)	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 中途退学対策委員会の企画・運営</li><li>2. 中途退学にかかわる要因を解消し、対策に当たる</li><li>3. 保護者、関係機関との緊密な連携</li><li>4. 特別支援に関する事</li><li>5. 学習支援の配置、連携など</li><li>6. その他ティーチングサポート的な任務全般</li></ol>
生徒支援部全員	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 日誌指導に関する事</li><li>2. 校内外巡視</li><li>3. 夜間街頭指導</li><li>4. 禁煙指導</li><li>5. 服装容疑指導</li><li>6. 特別指導</li><li>7. 盗難指導</li><li>8. 懲戒生徒の指導法の研究</li><li>9. 諸届け出の取り扱いとその指導</li><li>10. 生活委員会の活動に関する事</li><li>11. 預かり指導に関する事</li><li>12. 総合的な学習に関する事</li></ol>

## 生徒支援部方針と確認事項

### 1. 生徒支援部の目標

～学校における全ての教育活動をとおして「その場指導」を基本に～

- (1) 個々の生徒に特性を気付かせ、伸ばしながら「挨拶する」、「話を聴く」等の社会性や自主的に行動する力を育む。
- (2) 自己実現を図っていくために適切に判断し、自己決定に従って努力する自己指導能力を育む。
- (3) 自己の行動が周りに影響を及ぼすことを理解し、周りを考慮した行動がとれる力を育む。

### 2. 生徒支援部の方針

- (1) 全職員が共通理解のもと足並みを揃えて指導にあたる。
- (2) 担任、生徒指導担当、管理者との連携を密にする。
- (3) 中途退学対策担当、カウンセラー、教育相談、養護教諭との連携を密にする。
- (4) 指導拒否をする生徒への指導支援をする。
- (5) 校内外での問題行動を事前防止するための指導工夫をする。
- (6) その場指導の徹底。

### 3. 本年度の重点努力目標

※昨年度の実績と反省を踏まえて、重点努力目標を次の通りとし、その指導支援強化を目指す。

- (1) その場指導を徹底する。
- (2) SNS問題を未然防止するための指導支援の工夫。
- (3) 勤怠指導対象者を減らすための生活習慣の改善を図るための指導支援。
- (4) 校内外での問題行動を未然防止するための指導支援。
- (5) 指導拒否における指導支援。

### 4. 具体的な取り組み

※生徒指導に関する内規に基づいて次の確認事項で指導支援強化を図る。

- (1) HR担任は、SHRやLHR等の活動をとおして、また教科担任は教科の授業等をとおして「本校の生徒支援部の目標」が達成できるようにする。
- (2) 問題行動等の未然防止や早期改善に向けた全職員、班構成で行う指導
- (3) 朝の遅刻指導（担任以外で1時間目に授業のない職員が当たる。）
  - ①遅刻生の氏名をチェックする。
  - ②遅刻回数を確認する。
  - ③入室許可証を発行する。
  - ④記録簿に記入する。
  - ⑤8：45～9：15まで所定の場所で指導に当たる。
- (4) 昼食時の校内外の巡回指導（生徒支援担当）
  - ①問題行動防止のため校内外の巡回指導を行う。

### 5. 初期段階での指導方法について

- (1) 調整期間（原則5日間）及び確認期間

- ①調整期間とは各学期初めに全体集会又は学年集会等で服装及び身なり指導を行い、違反對象（特に染髪等）に対して調整期間として原則5日間を与え違反箇所を改善させるものである。
- ②確認期間とは各学期初めに頭髪指導対象者で頭髪を直した生徒が30日間目途に生徒支援担当（主任）と頭髪指導対象者と話し合う機会を設ける。

※上記の生徒については、全職員が共有するため下記の生徒名簿を作成します。

特別指導対象者・調整期間（原則5日間）の生徒名簿作成

特別指導対象者・確認期間の生徒名簿作成（頭髪指導対象者のみ）

## 6. 特別指導

- (1) 喫煙や飲酒等の懲戒指導となる事案と異なり一定の指導段階を経て指導する方法。
- (2) 違反者には注意を与え、生徒指導に提出又はFormsへの入力をする。
- (3) 特別指導方法

- ①第1回目～2回目：担任による厳重注意と保護者連絡
- ②第3回目～4回目：生徒支援担当による厳重注意+反省文と保護者連絡
- ③第5回目～6回目：教頭による厳重注意（保護者召喚）
- ④第7回目：校長による厳重注意（保護者召喚）

※8回目以降の指導については20日間の日誌指導及びカウンセラー又は教育相談担当による面談を実施。（生徒支援担当・中途退学対策担当・教育相談と連携協力して指導支援をする）  
但し、8回目以降でも改善が見られない生徒については職員会議で今後の指導支援内容について話し合う。

- (4) 特別指導対象項目（各項目の違反については複数でも1日1回のカウントとする）

- ①服装指導 ②頭髪指導 ③身なり・装飾品等 ④携帯 ⑤指導拒否 ⑥その他

## 7. 停学指導

※懲戒基準（別紙参照）に沿い懲戒内容が決定する。

- (1) 懲戒で停学指導となった生徒の指導期間

- ①1回目は5日を目途にした指導（土日祝祭日除く）とする。
- ②2回目は10日を目途にした指導（土日祝祭日除く）とする。
- ③3回目は15日を目途にした指導（土日祝祭日除く）とする。
- ④4回目は15日を目途にした指導（土日祝祭日除く）及び20日間の日誌指導とする。
- ⑤5回目以降は生徒指導委員会、職員会議を経て学校長の判断のもと進退を含めた指導とする。

※回数は入学時からの積算である。

- (2) 重大な問題を起こした場合は回数に関係なく進退を問う場合がある。

## 8. 生徒指導の共通確認事項

- (1) 遅刻について(SHR時)

- ①8時55分のチャイムが鳴り終わってから入室する生徒は遅刻とし入室許可証を事務室前に取りに行かせる。9時15分以降は職員室の教頭の所で手続きをさせる。
- ②遅刻した生徒については、入室許可証を提出しているかどうかをHR担任、教科担任で確認する。提出していない生徒がいれば職員室の教頭の所まで取りに行かせる。
- ③交通事故、その他不可抗力で遅れたことが明らかな時は特別に配慮して遅刻扱いとしない。（係に連絡して職員朝会で確認する。）

※保護者からの届出があらかじめあり、登校に遅れるのが避けられない場合は遅刻指導対象の回数に入れない。（出席簿上は遅刻である）

- ④担任はその日の出席状況を確実にその日で処理する。

- (2) 早退について

- ①正当な理由で早退する生徒は担任が「早退許可証」を作成し生徒に許可証を渡し早退させる。
- ②登校後、身体に変調をきたした生徒は養護教諭の所へ行かせること。その判断をもとにHR担任は保護者に連絡をする。連絡が取れた場合は「早退許可証」を作成し生徒に許可証を渡し早退させる。
- ③LHR・学校行事も同様に処理する。

- (3) 欠席について

- ①欠席及び忌引きの際は保護者が学校に連絡をする。HR担任は進路システムの欠席連絡項目を見て確認をする。
- ②急を要する場合は保護者がHR担任へ直接電話等で連絡し許可を受けることができる。
- ③病気又は怪我をして1週間以上欠席する場合は医師の診断書等の提出が必要である。
- ④始業時間までに入室できなかった生徒は遅刻となり、許可を受け取った時間が始業から10分経過した生徒については欠課とする。

- (4) 校時中の巡回指導について

- ①必要に応じて校時中に生徒支援担当が巡回指導を行う。

(5) 勤怠の指導について

- ①月単位集計を行い、特定の回数を超えた生徒は勤怠指導対象とする。
- ②勤怠指導対象者は段階的指導を行う。
- ③月単位で集計を行い下記の①～④のいずれかに該当する生徒は勤怠指導対象とする。  
朝SHR遅刻・・・・・・・・・・5回以上  
教科の遅刻・・・・・・・・・・5回以上  
欠席・・・・・・・・・・無届5日以上又は合計欠席7日以上  
欠課・・・・・・・・・・無届5時間以上又は合計欠課10時間以上

◎勤怠指導対象者への指導方法

- 1 回目の勤怠指導対象者（生徒支援主任）・・・・生活調査の実施
- 2～3 回目の勤怠指導対象者（生徒支援主任）・・・・生活調査表を基に個人面談を実施
- 4 回目の勤怠指導対象者（中途退学対策担当）・・・・生活調査表を基に個人面談を実施
- 5 回目の勤怠指導対象者（教頭）・・・・教頭面談（保護者召喚）
- 6 回目の勤怠指導対象者（校長）・・・・校長者面談（保護者召喚）
- ※7 回目以降の指導については20 日間の日誌指導及びカウンセラー又は教育相談の面談を実施。（生徒支援担当・中途退学対策担当・教育相談と連携協力して指導支援をする）  
但し、7 回目以降でも改善が見られない生徒については職員会議で今後の指導支援内容について話し合う。

(6) 服装について（特別指導）

- ①登下校並びに学校生活では制服を正しく着用すること。制服は学校指定のものとし、変形は認めない。違反者は特別指導対象者とする。
- ②制服着用でのシャツはみだし（特別指導ではなく声かけ指導で直させる。指導に応じない生徒がいた場合は生徒指導担当に連絡する。）
- ③リボン・ボタン無し・ネクタイ忘れはしない。（1 回目は声かけ指導とするが特別指導報告書への記入又は Forms（別紙参照）への入力をする。2 回目以降から特別指導対象者とする。）
- ④指定ジャージ以外のアンダーシャツ、パーカー等を禁止する。
- ⑤本校指定ジャージの着用は防寒目的のみ許可する。
- ⑥制服Ⅰ型のネクタイ、Ⅱ型のリボンは年間を通して着用する。

	Ⅰ型	Ⅱ型
夏服	指定のシャツ・ズボン・ネクタイ ※シャツは長袖でも半袖でも可	指定のシャツ・スカート・リボン ※シャツは長袖でも半袖でも可
冬服	指定のシャツ・ズボン・ネクタイ 指定のジャケット ※シャツは長袖でも半袖でも可	指定のシャツ・スカート・リボン 指定のジャケット ※シャツは長袖でも半袖でも可

(7) 頭髪について（特別指導）

- ①パーマ・毛染め・エクステ（付け毛）・編込み・ウィッグ等は認めない。
- ②全体集会又は学年集会等で頭髪の確認を行う。
- ③違反者については調整（原則5日間）期間及び確認期間を与える。

(8) 身なり・装飾品等について（特別指導）※預かり指導を行い放課後、本人に返す。

- ①化粧（アイシャドウ・アイプチ・口紅・マニキュア・付けまつ毛等）は認めない。
- ②装飾品等（ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等）は認めない。
- ③タトゥーは禁止する。

(9) 携帯電話等の使用について（特別指導）※預かり指導を行い放課後、本人に返す。

- ①朝のSHRから帰りのSHRまで全面禁止とする。（休み時間・昼食時間を含む）  
※朝のSHR前に注意喚起をする。
- ②携帯電話はマナーモードか電源を切る。
- ③着信音やアラーム、イヤホン等が鳴る、バイブ機能が作動したなどの場合も特別指導対象者になる。

④携帯電話、音楽再生機や充電器、イヤホン等の機器はカバン等にしまうこと。見える状態で置いている場合も特別指導対象者となる。

**⑤タブレット（校内端末）使用については、担当職員が授業等で許可した場合は認める。但し、違反した場合は特別指導対象者となる。**

(10) 喫煙について（懲戒基準に沿う）

①喫煙をしている場に同席している生徒も含めて懲戒指導対象者となる。

②タバコ、ライター、マッチ所持、その他の喫煙器具同等の物についても懲戒指導対象となる。

③タバコの害について理解を深めさせる機会を持つ。（講話、資料等）

(11) 飲酒について（懲戒基準に沿う）

①飲酒をしている場に同席している生徒も含めて懲戒指導対象者となる。

②飲酒について理解を深めさせる機会を多く持つ。（講話・資料等）

(12) 交通安全・車両通学について（懲戒基準に沿う）

①車両通学は懲戒指導対象となる。全学年、定期的に免許取得調査を実施する。（安全管理のため）

②登下校、校時中、学級行事（校外）などの通学に関わる車両運転は懲戒指導対象となる。

③土日、祝日、長期休業等で通学に関わる車両運転は懲戒指導対象となる。

④在学中は二輪車運転免許の取得は認めない。但し、保護者同意のもと免許取得した場合は届け出をする。

⑤自動車免許取得のために自動車教習所に通う場合は学校に届け出をする。

⑥運転免許取得後（二輪車・自動車）は学校に届け出をする。

**⑦仮免・卒検・本免の受験日をそれぞれ1回限り出席扱いとする。但し、⑤・⑥の届け出がない場合は、出席扱いができない。（内規改定により令和5年度より実施）**

⑧校内での自転車の乗り回しは指導対象となる。

(13) 金銭賭博等について（懲戒基準に沿う）

①賭博をした生徒については懲戒指導対象とする。

②トランプ、花札、カード類の持ち込みを禁止する。（預かり指導を行い放課後、本人に返す）

③必要に応じて、休み時間の各教室を生徒指導担当で巡回指導をする

(14) その他の懲戒指導の対象について（懲戒基準に沿う）

①SNS等による個人の誹謗中傷（書き込み・画像・動画等）や嫌がらせについては懲戒指導対象者となる。

②盗難、カンニング、暴言、暴力、器物損害、反社会的行為等。

(15) 携帯品について

①盗難にあわないように、各自で貴重品等の管理をしっかりする。

②所持品はすべて記名し、不必要な貴重品、多額の金銭は学校に持ってこないこと。多額な金銭を持ってきた場合はHR担任に預ける。

③雑誌、遊具等を学校内に持ち込まない。

④担任は、学用品・教科書等の持ち帰り指導をする。

(16) 弁当持参について

①原則として弁当持参とする。（保護者に協力を呼びかける）

②毎週火曜日は弁当持参日となっている。

③弁当を持参できない（毎週火曜日を除く）生徒は、校内で業者が販売する弁当を利用すること。弁当購入のための校外外出は禁止する。（弁当販売は原則として4校時終了後から）

④校外での昼食は禁止する。

(17) 部活動・県内外への合宿について

①部活動の練習時間は午後7時20分までとする。但し、試合前や顧問教師が付いた場合は、特別に午後7時30分まで延長できる。

②部活動は定期考査1週間前及び考査期間中は認めない。但し2週間以内に試合がある場合は、1時間程度の練習を認める。その際に部活動延長願用紙を部活動担当に提出し学校長の許可を得た場合に活動が出来る。

③県内外合宿を計画する部は、合宿参加者の保護者に合宿計画書を確認の上、参加可能であれば個人承諾書に保護者印を押し担当職員に提出する。提出された個人承諾書及び合宿計画書を添えて部活動担当に提出し学校長の許可を得る。

- (18) 研修及びキャンプ等について
- ①研修を中心に行われる公共施設（石川、名護、恩納、糸満等の付設キャンプ場を含む）を利用する場合は、宿泊研修参加者の保護者に宿泊計画書を確認の上、参加可能であれば、保護者印を押した個人承諾書を部活動担当職員に提出し学校長の許可を得る。
  - ②キャンプを計画しているクラス・部活動等は、宿泊研修参加者の保護者に宿泊計画書を確認の上、参加可能であれば保護者印を押した個人承諾書を活動担当職員に提出し学校長の許可を得る。
  - ③生徒のみでのキャンプは禁止する。
- (19) アルバイト指導について
- ①高校生の本分は、学業に専念する事でありアルバイトは原則として禁止する。
  - ②家庭の経済的な理由等によりアルバイトを希望する生徒は、保護者の責任と承諾のもと行う。また交通安全担当に「アルバイト届け書」を提出しなければならない。
  - ③深夜業（午後10時以降）、風俗営業（スナック等の飲食店）、危険有害業務、その他、労働基準法で規制する業務を内容とするアルバイトは禁止する。
- (20) クラスTシャツ等の製作について
- ①クラスTシャツ等の製作については必ずHR担任を通じて計画する。また、華美、高額価格（原則2,500円以下）にならないように考慮すること。
- (21) 校内への掲示物について
- ①校内にポスター等を掲示する場合は生徒指導部の部活担当の許可を得て、所定の場所に掲示する。（生徒支援部印をもらう）また、掲示期間は原則として1カ月とする。
- (22) 全体集会について
- ①担任はクラスの先頭に立ち整列がスムーズに出来るように指導する。
  - ②副担任は教室の施錠後、クラスの後方に立ち整列がスムーズに出来るように指導する。
  - ③全体集会は指定された時間内に集合する。
  - ④全体集会時は制服をしっかりと着用する。冬服の場合はジャケットを必ず着用する。
  - ⑤各クラス番号順に舞台に向かって右側奇数番号、左側偶数番号2列縦隊で並ぶ。
  - ⑥各学年の整列場所として舞台に向かって右側から1年1組～4組・中央3年1組～4組左側2年1組～4組とする。
- (23) 学年集会の固定化
- ①毎月1回の学年集会を行う。
  - ②月曜日：1学年集会 水曜日：2学年集会 金曜日：3学年集会
- (24) 全体集会
- ①全学年に関わる問題行動等がある場合に実施する。

## 令和4年度より深夜徘徊の指導支援方法が変わります

生徒指導支援とは、先ず、何よりも「命を守る」ためにあり、生徒一人ひとりが安全・安心な学習環境を整え自己実現が達成されるための指導支援であり家庭教育・教育現場・地域が理解し一体となって進めていく必要があります。そこで昨年度より深夜徘徊の指導支援方法を学校現場から家庭教育での指導支援に変わるようになりました。

※令和4年1月20日（木）PTA三役会で承諾

理由としては、教育基本法（平成18年法律第120号）第10条父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするとのありますので深夜徘徊（22時～4時）時間帯は保護者が責任を持って我が子の命を守ることをお願いします。勿論、学校側も深夜徘徊の問題に関しては保護者及び警察（少年課）と連携して生徒への指導支援を行います。